

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 地方自治法第9条の5第1項の新たに生じた土地の届出の受理等に係る事務を盛岡市他4市町が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 2 児童福祉法第59条第1項の報告の徴収等に係る事務を遠野市他2市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 3 土地改良法第48条第1項の土地改良事業計画の変更等の認可等に係る事務を一関市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 4 身体障害者福祉法第12条の3第1項の身体障害者相談員の委託に係る事務を遠野市他3市町が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 5 火薬類取締法第11条第3項の火薬類の貯蔵の技術上の基準適合の命令等に係る事務を遠野市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 6 商工会議所法第7条第2項各号の特定商工業者該当基準の引上げの許可等に係る事務を一関市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 7 租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定に係る申請に必要な証明書の交付に係る事務を一関市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 8 工場立地法第4条の2の地域準則の制定等に係る事務を宮古市他3市町が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 9 知的障害者福祉法第15条の2第1項の知的障害者相談員の委託に係る事務を遠野市他3市町が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 10 商工会法第42条第5項の総会招集の承認等に係る事務を一関市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 11 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の液化石油ガス販売事業の登録等に係る事務を遠野市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 12 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の立入検査等の事務を、新たに久慈市他2町が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 13 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の変更の届出の受理に係る事務を宮古市他3市町が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 14 国土利用計画法第28条第1項の遊休土地である旨の通知等に係る事務を一関市他2市町が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 15 浄化槽法第5条第1項の浄化槽の設置等の届出の受理等に係る事務を、新たに一関市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 16 特定非営利活動促進法第10条第1項の設立の認証等に係る事務を一関市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 17 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項の導入計画の認定等に係る事務を一関市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 18 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第26条の解体工事業者登録簿の閲覧に係る事務を一関市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 19 高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等に係る事務を一関市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 20 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項のアナグマ等の捕獲等の許可等に係る事務を宮古市他4市町が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。（別表第2関係）

- 21 火薬類取締施行令第2条の譲渡許可証等の返納の受理に係る事務を遠野市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。(別表第2関係)
- 22 火薬類取締法施行規則第15条第1項の表の安全な場所の指示等に係る事務を遠野市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。(別表第2関係)
- 23 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第59条第2項の貯蔵施設等の完成検査証の交付等に係る事務を遠野市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。(別表第2関係)
- 24 浄化槽法施行条例第1条の2の浄化槽の撤去等の届出の受理に係る事務を、新たに一関市が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。(別表第2関係)
- 25 循環型地域社会の形成に関する条例第20条第2項及び第31条第1項の立入検査等に係る事務を宮古市他1村が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。(別表第2関係)
- 26 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第6条第1項の立入検査等に係る事務を宮古市他2町村が処理することとするため、所要の改正を行うこととした。(別表第2関係)
- 27 岩手県港湾施設管理条例等の一部改正に伴い、所要の整理をすることとした。(別表第2関係)

◎個人情報保護条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 「実施機関」に公安委員会及び警察本部長(以下「公安委員会等」という。)を加えることとした。(第2条関係)
- 2 公安委員会等の個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成する等の原則を一定の場合に適用しないこととする事とした。(第3条関係)
- 3 公安委員会等が個人情報を収集する際に、本人からの直接収集の原則及び思想、信条等に関する個人情報の収集禁止の原則を一定の場合に適用しないこととする事とした。(第4条関係)
- 4 公安委員会等が個人情報を利用し、又は提供する際に、目的外の利用又は提供の禁止の原則を一定の場合に適用しないこととする事とした。(第5条関係)
- 5 公安委員会等が一定の場合に個人情報を例外的にオンライン結合により提供することができる事とする事とした。(第6条関係)
- 6 公共の安全等に関する情報の非開示情報としての要件を改める事とした。(第12条関係)
- 7 公安委員会等が、開示決定又は部分開示の決定を通知する際に、個人情報を取り扱う目的を記載する原則を一定の場合に適用しない事とする事とした。(第16条関係)
- 8 その他所要の整理をすることとした。(第65条、第77条関係)

◎自治振興基金条例の一部を改正する条例(条例第9号)

自治振興基金の額を13,646,000千円(改正前15,206,000千円)に減額することとした。(第3条関係)

◎いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例(条例第10号)

県民活動交流センターの附属の設備の利用料金の上限額について定めることとした。(別表第2関係)

◎岩手県保健所設置条例の一部を改正する条例(条例第11号)

岩手県水沢保健所の名称を変更することとした。(第1条関係)

◎都南の園使用料等条例の一部を改正する条例(条例第12号)

障害者自立支援法の施行に伴い、指定障害福祉サービスに係る使用料の額について定める等所要の改正をすることとした。(第1条、第2条関係)

◎看護職員修学資金貸付条例及び理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）

1 看護職員修学資金貸付条例関係

介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第 2 条関係）

2 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例関係

介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第 2 条関係）

◎看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）

看護師養成所の授業料の額を増額することとした。（第 2 条関係）

◎動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（目次、第 2 条、第 5 条、第 8 条、第 12 条―第 60 条関係）

◎岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例（条例第 16 号）

障害者自立支援法第 98 条第 1 項の規定に基づき、岩手県障害者介護給付費等不服審査会を設置することとした。

◎工業技術センター条例を廃止する条例（条例第 17 号）

工業技術センター条例を廃止することとした。

◎特定区域における産業の活性化に関する条例（条例第 18 号）

1 目的を定めることとした。（第 1 条関係）

2 定義を定めることとした。（第 2 条関係）

3 基本指針について定めることとした。（第 3 条関係）

4 特定区域の指定等について定めることとした。（第 4 条関係）

5 個人の事業税の課税免除及び不均一課税について定めることとした。（第 5 条関係）

6 法人の事業税の課税免除及び不均一課税について定めることとした。（第 6 条関係）

7 不動産取得税の課税免除について定めることとした。（第 7 条関係）

8 課税免除等の申請手続について定めることとした。（第 8 条関係）

9 課税免除等の決定及び通知について定めることとした。（第 9 条関係）

10 適用除外について定めることとした。（第 10 条関係）

11 補助金の交付等について定めることとした。（第 11 条関係）

12 体制の整備について定めることとした。（第 12 条関係）

13 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとするについて定めることとした。（第 13 条関係）

◎産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）

1 産業技術短期大学校の授業料等の額を増額することとした。（別表関係）

2 産業技術短期大学校に産業技術専攻科を設置し、その授業料の額等について定めることとした。（第 2 条、別表関係）

3 産業技術専攻科の入学資格について定めることとした。（第 3 条関係）

◎個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）

あっせんに付さないことができる個別労働関係紛争に、労働審判法による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立し、若しくは同法による労働審判が行われたものを加えることとした。（第 4 条関係）

◎家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例（条例第 21 号）

家畜保健衛生所の手数料の額を増額することとした。（第 2 条関係）

◎いわての森林づくり基金条例（条例第 22 号）

水源のかん養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、いわての森林づくり基金を設置することとした。

◎土地開発基金条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）

土地開発基金の額を 2,500,000 千円（改正前 5,100,000 千円）に減額することとした。（第 2 条関係）

◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第 24 号）

市町村の廃置分合等に伴い占用料の額が増額する既存の占用物件に係る特例措置を講じることとした。（附則第 2 項関係）

◎岩手県県民ゴルフ場事業特別会計条例を廃止する条例（条例第 25 号）

岩手県県民ゴルフ場事業特別会計条例を廃止することとした。

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）

- 1 諸般の情勢にかんがみ、知事及び副知事の退職手当の額並びに特別職の職員の給与の額を改定することとした。（第 10 条、別表第 1 関係）
- 2 諸般の情勢にかんがみ、知事、副知事及び出納長の平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの間に支給されるべき給料を、減額することとした。（附則第 19 項関係）
- 3 その他所要の整理を行うこととした。（第 3 条、第 4 条、第 10 条、附則第 5 項、別表第 2 関係）

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

より適切な職員数の管理を図るため収用委員会の事務部局の職員定数を定め、及び警察官の増員を図るため職員定数を増加することとした。（第 1 条—第 2 条の 2 関係）

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）

- 1 退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とすることとした。（第 2 条の 3、第 5 条の 2、第 5 条の 3、第 6 条—第 6 条の 3 関係）
- 2 退職手当の基本額は、退職の日における給料月額に、勤続期間を一定の期間ごとに区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額の合計額とすることとした。（第 3 条—第 5 条関係）
- 3 退職手当の調整額について、国の例に準じて職員の区分に応じて決定することとした。（第 6 条の 4 関係）
- 4 その他所要の整備をすることとした。（第 2 条の 2、第 6 条の 5、第 7 条、第 8 条、第 12 条—第 12 条の 3 関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）

- 1 給料表の級構成、号給構成及び給料月額を改定することとした。（別表第 1—別表第 5 関係）

- 2 職員の昇給について、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間の勤務成績に応じて行うものとし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表6級以上である職員等は、3号給）とすること等とした。（第6条関係）
- 3 新たに地域手当を設け、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域に在勤する職員等に対し、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、地域手当の級地の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を支給することとした。（第28条の2、第28条の3関係）
- 4 農林漁業普及指導手当を改定することとした。（第41条の3関係）
- 5 管理又は監督の地位にある職員の平成18年4月から平成19年3月までの間における給料の特別調整額の月額を減額することとした。（附則第17項関係）
- 6 その他所要の整理を行うこととした。（第3条、第31条、第36条、第38条、第39条、第41条の7、第43条、第43条の2関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 給料表の級構成、号給構成及び給料月額を改定することとした。（別表第1―別表第3関係）
- 2 職員の昇給について、県人事委員会規則で定める日に、同日前1年間の勤務成績に応じて行うものとし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表6級以上である職員等は、3号給）とすること等とした。（第7条関係）
- 3 新たに地域手当を設け、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域に在勤する職員等に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、地域手当の級地の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を支給することとした。（第23条の2関係）
- 4 管理又は監督の地位にある職員の平成18年4月から平成19年3月までの間における管理職手当の月額を減額することとした。（附則第20項関係）
- 5 その他所要の整理を行うこととした。（第4条、第27条、第27条の2、第29条、第30条、第32条、第33条関係）

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 環境衛生検査業務手当の名称を環境衛生検査等業務手当とし、北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が流域下水道の排水施設の巡回検査又はポンプ施設及び終末処理施設の維持管理作業の監督の業務に従事したときに支給することとした。（第2条、第5条の2、第21条関係）
- 2 北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が衛生検査業務に従事した場合に衛生検査業務手当を支給することとした。（第8条の2関係）
- 3 医師手当及び通信作業手当を廃止することとした。（第2条、第9条、第10条、第21条関係）
- 4 海外事務所勤務手当を新設することとした。（第2条、第20条の2関係）
- 5 その他所要の整備をすることとした。（第3条、第4条、第5条―第5条の3、第8条、第8条の3、第9条の5、第9条の6、第9条の12―第9条の17、第9条の19関係）

◎県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第8条、第10条の2関係）

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 給料月額を改定することとした。（第5条関係）
- 2 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第5条関係）

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）

- 1 特定任期付職員の給料月額を改定することとした。（第 7 条関係）
- 2 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第 7 条関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、介護支援専門員証交付手数料等を徴収するとともに、所要の改正をすることとした。（別表第 3 関係）
- 2 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部改正に伴い、医薬品（外部試験検査）製造所適合性調査手数料等を徴収するとともに、所要の改正をすることとした。（別表第 3 関係）
- 3 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物取扱業登録手数料等を徴収するとともに、所要の改正をすることとした。（附則、別表第 3 関係）
- 4 通訳案内業法の一部改正に伴い、所要の整理をすることとした。（別表第 4 関係）
- 5 工業技術センター条例の廃止に伴い、検定手数料等について定めることとした。（別表第 4 関係）
- 6 製造保安責任者試験手数料等について、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合における手数料の額を定める等所要の改正をすることとした。（別表第 7 関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）

- 1 免税軽油を譲渡し、又は免税に係る用途以外の用途に自ら消費した際における軽油引取税の課税地に関し所要の整備をすることとした。（第 8 条関係）
- 2 不動産取得の申告書の提出期限を延長することとした。（第 59 条関係）
- 3 不動産取得税の課税標準の特例、減額又は免除、還付及び徴収猶予に係る申請又は申告に当たり、申請者等の申請書又は申告書の記載、提出期限等の負担を軽減することとした。（第 55 条の 2、第 61 条、第 64 条の 2－第 64 条の 9 関係）
- 4 災害に準ずる特別の事情があると認められる不動産の取得に対しては、規則で定めるところにより、不動産取得税を軽減し、又は免除することができることとする事とした。（第 66 条の 2 関係）
- 5 自動車税の納期を 5 月 1 日からとすることとした。（第 105 条関係）
- 6 地方振興局設置条例の一部改正に伴い、所要の整理を行うこととした。（第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 39 条、第 107 条、第 139 条）
- 7 その他所要の整備をすることとした。（第 5 条、第 39 条、附則第 20 条の 2 の 5－附則第 20 条の 2 の 8 関係）

◎特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、所要の整理をすることとした。（第 4 条関係）
- 2 障害者自立支援法の施行に伴い、所要の整理をすることとした。（第 4 条、第 5 条関係、附則第 5 項関係）
- 3 岩手県県税条例の一部改正に伴い、所要の整理をすることとした。（第 6 条関係）

◎用品調達基金条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）

用品調達基金の額を 50,000 千円（改正前 67,000 千円）に減額することとした。（第 2 条関係）

◎岩手県収入証紙条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）

- 1 証紙による収入の方法の特例を設けることとした。（第 2 条関係）
- 2 緑化センター条例等の一部改正に伴い、所要の整理をすることとした。（別表関係）

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第 40 号）

- 1 受付所営業の禁止区域に係る施設について定めることとした。（第 11 条関係）
- 2 受付所営業の禁止地域について定めることとした。（第 12 条関係）
- 3 受付所営業の営業時間の制限について定めることとした。（第 13 条関係）
- 4 その他所要の整理をすることとした。（第 1 条、第 5 条、第 10 条関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第 41 号）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者に対する書面の交付等について手数料を徴収することとした。（別表第 1 関係）